

第30回金融審議会金融分科会第一部会資料『論点5』に対するコメント

第一部会・専門委員

太田 省三

<コメント>

論点5 『市場のあり方について』（資料5） — 2. 市場制度のあり方 —

(1) 投資商品・投資サービスの拡大などを踏まえた今後の取引所のあり方 について
(4ページ目上段)

資料においては、『このような変化を踏まえ、MTFのあり方についても所要の見直しを行っていくことが考えられ、引き続き検討を行うべきである。』とあり、投資サービス法におけるMTFのあり方について、今後の検討課題とされている。

しかしながら、現行のMTF（PTS）を規定する証券取引法において、先物・オプション取引を取り扱うMTFは容認されていない（第30回第一部会資料5-8）。

また一方、外国為替証拠金取引においては、店頭取引のなかには、MTFに酷似したビジネスモデルを展開している業者が既に存在しており、さらに、7月から施行される改正金融先物取引法にはMTFを規定する項目が無いことから、事実上、先物取引のMTFが無規制のまま引き続き放置されることになる。

自主規制機能を有さない一業者が設立・運営するMTF実態が、個人投資家を対象として先物取引（外国為替証拠金取引）を取り扱っている実情を認識しながら、個人投資家の適切な保護を図るための投資サービス法検討過程において、何らの方針を示さないことは問題である。少なくとも、本事務年度の第一部会報告書において、一定の方向を示すことは必要ではないか。

以上

平成 17 年 5 月 19 日

金融審議会金融分科会第一部会での議論に関する意見

日本生命保険相互会社
取締役 古市 健

前回（第 30 回）の第一部会において、従来の検討経緯とは全く切り離された形で、「金融サービス・市場法」の将来展望案（資料 B-2）が席上配布されました。預金や保険も対象に含めるべきかとの議論に関しては、当部会の最初の段階で既に一定の結論が出されていたものと認識しており、今の段階で再びこの議論を持ち出すことには違和感を感じるところであります。

当日席上において意見を申し述べさせていただきましたが、その内容も含め下記の通り改めて書面で意見を述べさせていただきます。

記

「資料 B-2」において、販売・勧誘ルールについては、投資商品のみならず保険や預金を含めた金融商品に対して横串を刺す形で概念図が示されております。しかしながら、保険と投資商品の本質的な性質の違いを勘案せずに、金融商品・サービスとして一律に横串で規制すべきとの考えには、そもそも大きな疑問があります。

投資商品は顧客が自らリスクを取って何らかの収益獲得を目指すものであるのに対し、保険は顧客が既に有するリスクを保険会社が引き受け、他の顧客のリスクと合わせて適切に管理することにより、長期にわたる保障を提供するのがその本質的な機能だと考えております。このような本質に照らし、保険は例えば引受査定・支払査定の必要性といった、投資商品にない特性を有していることから、商品内容（認可）から販売・勧誘、保険金支払い等に至る一貫性のある規制が、契約者保護の観点からも必要であります。

こうした一貫性のある規制が既に保険業法等で整備されている現状がある中で、その販売・勧誘の部分のみを取り出して、投資商品と合わせるような形で横串で規制すべきとの「資料 B-2」の前提は、保険の特性・専門性に照らした契約者保護の為の規制の実効性を確保する観点から、適切ではないと考えます。

仮に、万一、上記のような商品の本質的な相違にも係わらず、すべての金融商品販売・勧誘規制を横串で行うべきとの前提に立ち、そこに「保険」も含めるとするので

あれば、少なくとも「保険」と同様の経済的性格を有する農業協同組合法等に基づくいわゆる制度共済や日本郵政公社による簡易保険についても、当然、こうした規制対象に含まれるべきと考えます。従って、「資料B-2」には、保険業法だけでなく、農業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法、簡易生命保険法等も加えて記載すべきであり、それらの記載の無い現状の資料は、論理的な整合性がつかないものと考えます。

昨年9月以来の当部会では、先日事務局からもご説明のあった通り、投資商品・サービスに限った形で議論を行ってきました。その中では、現在規制のない投資商品への対応をどうするか、また、規制があっても投資商品と類似のものを含めるべきかどうか、含めるとすれば現行規制との調整を規制の実効性確保の観点からどうするのか等の点について、議論してきたところでありますが、その議論のベースはあくまでも投資商品・サービスという限られたものであったと認識しております。

従って、「資料B-2」にある「金融サービス・市場法」を展望するという点に関しては、手続的にも、まずは第二部会等において、保険については制度共済や簡保も含め、預金については郵貯等も含めた形で、金融サービス市場法の基本的な理念は何か、および、契約者保護の実効性を確保する観点から、関係者へのヒアリングや保険募集規制に関する現状分析等をはじめ、保険の本質的な性質に照らした広汎かつ慎重な議論を尽くすべきであり、議論が行われていない現状では、たとえ展望という形であれ、当部会で言及することは適切ではないと考えます。

以 上